委　託　業　務　仕　様　書

１　委託業務名　「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」啓発用Ａ４クリアファイル　作成業務委託

２　委託業務内容

1. 業務趣旨

「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」の周知啓発のため、啓発物品（オリジナルＡ４クリアファイル）を作成する。

1. 業務内容

三重県が所有するデータや指定する文字原稿を盛り込み、レイアウト調整をした　うえで啓発用Ａ４クリアファイル２，０００個を作成する。

1. 仕様、印刷、校正、加工など

○仕様等

【基準品】　オリジナルA４クリアファイル　（株式会社　フシミ）

・サイズ：約Ｈ３０８mm×Ｗ２２０mm

・材質PP

・別記見本を基本とし、オリジナルデザインを入れる。

・フルカラー５色+白色印刷

・オリジナルデザインを発注者と協議のうえで決定すること。

　　　〇作成部数　　２，０００個

　　　〇校正　　　　　１回以上

1. 納品

　　　〇納品先　　　三重県津市広明町１３番地

　 　　　　　　　　　三重県環境生活部　くらし・交通安全課内

　　〇納品期日　　令和３年３月３１日

1. 電子媒体制作

作成したデザインは電子媒体（ＰＤＦ、ＪＰＧ）をCD-Rで納品すること。

３　所有権・著作権等

(1) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利

を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

　 また、著作者は成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないも

のとする。

（2） 落札業者は、本件著作物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自らその責任を負担し、受注者の費用でこれに対処、解決するものとする。

４　その他

1. 業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

　　　ア　断固として不当加入を拒否すること。

　　　イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

　　　ウ　委託者に報告すること。

　　　エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期

に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は委託者と協議を行うこと。

1. 業者が（１）のイ又はウの業務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
2. その他委託業務を遂行するにあたり必要な事項については、両者協議のうえ決定する。

(４)デザイン料その他一切の経費を見積額に含めるものとする。